

○許可証の書換え(第4条第2項による届出の場合に限る。)

(第8条第2項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第8条第2項(第4条第2項の規定による届出の場合に限る。)
処分の概要	許可証の書換え
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	質屋営業法第4条第2項(営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続)、第12条(許可証の書換えの申請)
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長